

或は自ら政黨を組織しなければならぬ。
 實に九州民憲黨はかくの如き理由に基いて組織せられた無産階級の政黨である。
 けれども、民憲黨が結黨してより今におよんで約一年、この間日本の無産大衆によつて行はれたさま
 々な運動と、吾々の若干の経験に顧りみて、吾々は現在の九州民憲黨の綱領と規約とを改訂するの必
 要があると考へる。

即ち現在の綱領と規約は、民憲黨が結黨式を擧ぐるに際して、匆卒の間、充分に黨員の意嚮を纏める
 餘蘊もなく、要求するところを極めて抽象的に表現するの止むを得ざる事情のもとに決定されたもので
 ある。然るに現在では黨員の大部分がその要求を具体的に表明せんことを欲求している。

『改訂綱領規約原案』は、この欲求に基いて民憲黨第三回大會に提案すべく作製したものである。
 吾々は大會代議員諸君が充分にこの原案を審議せられて、より完璧を期した新綱領規約を決定されんこ
 とを熱望する『原案全文は民憲新聞第九號二月十五日發行に掲載』

第一條 本黨は、民衆の利益を代表し、その利益を擁護することを以てその目的とする。
 第二條 本黨の組織は、同志の自発的結合によるものとする。
 第三條 本黨の綱領は、民衆の利益を代表し、その利益を擁護することである。
 第四條 本黨の規約は、同志の自発的結合によるものとする。
 第五條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第六條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第七條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。

第一章 組織及本部
 第一節 組織
 第一條 本黨は、同志の自発的結合によるものとする。
 第二條 本黨の組織は、同志の自発的結合によるものとする。
 第三條 本黨の綱領は、民衆の利益を代表し、その利益を擁護することである。
 第四條 本黨の規約は、同志の自発的結合によるものとする。
 第五條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第六條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第七條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。

第二章 本部
 第一條 本黨は、同志の自発的結合によるものとする。
 第二條 本黨の組織は、同志の自発的結合によるものとする。
 第三條 本黨の綱領は、民衆の利益を代表し、その利益を擁護することである。
 第四條 本黨の規約は、同志の自発的結合によるものとする。
 第五條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第六條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第七條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。

第三章 附則
 第一條 本黨は、同志の自発的結合によるものとする。
 第二條 本黨の組織は、同志の自発的結合によるものとする。
 第三條 本黨の綱領は、民衆の利益を代表し、その利益を擁護することである。
 第四條 本黨の規約は、同志の自発的結合によるものとする。
 第五條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第六條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第七條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。

第六條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第七條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第八條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第九條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。
 第十條 本黨の執行委員は、同志の自発的結合によるものとする。